

ようこそ 大木町へ

大木町の
ごみのはなし



大木町に転入された皆さんへ

ようこそ、大木町へ！

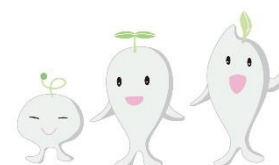
このまち「大木町もったいない宣言」のもと、資源を大切に使い、循環型社会づくりを進めています。

大木町のリサイクル率は約 64%と、全国平均（約 20%）を大きく上回っています。

その理由は、一人ひとりの分別の積み重ねです。

あなたのちょっとしたひと手間が、きれいな大木町と未来の環境を守ります。

このリーフレットを参考に、分別ルールのご理解とご協力をお願いします。



はじめに「ごみステーション確認のお願い」

大木町ではごみを「ステーション方式」で収集しています。ごみを出す場所は、地域で決められたステーションです。（町が指定することはありません。）

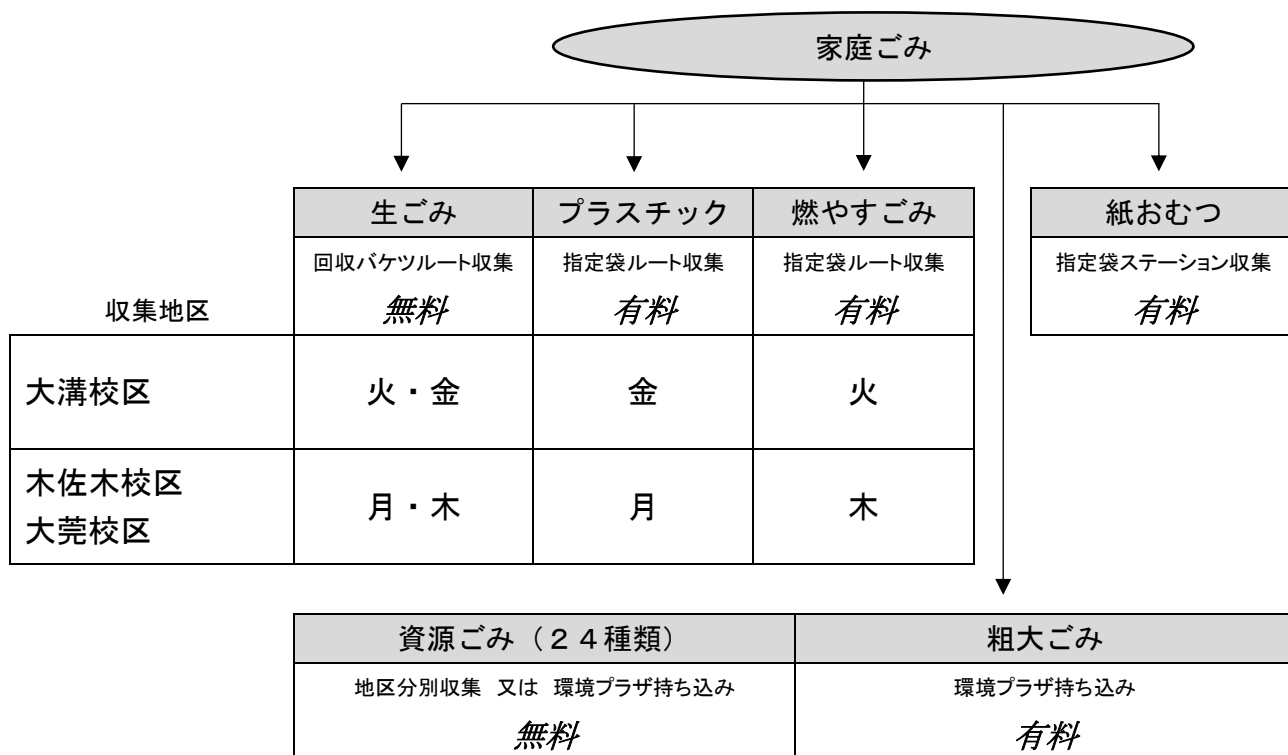
- ご利用いただくステーションは、ご近所の方や管理会社（オーナー）等にお聞きください。お住まいの場所や地域の取り決めにより、必ずしも最寄りのものとは限りません。
- 引っ越しされた方は、不動産会社や管理会社等へお問い合わせください。
- ごみは、決められた曜日の、決められた時間に出してください。出す曜日は「ごみ収集カレンダー」を、分別方法は「ごみの分け方・出し方基準表」をご確認ください。
- ステーションは、地域のみなさんで管理していただいております。ルールを守って出されたごみを町が収集するまでに一時的に置く場所であり、ごみをためておく場所ではありません。
- その他、地域で決められたルールは自治区長に確認をお願いします。



お互いが気持ちよく利用するために、しっかりとルールを確認しましょう。

ごみ分別体系

大木町では、家庭からでるごみを、おおまかに次のような体系で処理しています。



ごみ袋の値段は？

プラスチック指定袋は燃やすごみ指定袋の1/6、
分別すればするほど家計に優しい価格設定となっています。

ごみ袋は役場窓口、環境プラザのほか、町内の各店舗で販売しています。

ごみの種類	容量	金額
燃やすごみ (ピンク)	指定袋 (中) 35 L	600円 (10枚)
	指定袋 (小) 15 L	300円 (10枚)
プラスチック (あお)	指定袋 (大) 50 L	150円 (10枚)
	指定袋 (中) 35 L	100円 (10枚)
紙おむつ (みどり)	指定袋 (小) 15 L	150円 (10枚)
粗大ごみ	指定シール	250円/枚



分別のポイント

生ごみ

ご家庭からでた生ごみは、収集日（週二回）の朝 8 時 30 分までに、地区で決められた場所に置いてある収集用バケツに出してください。分別の際、ビニールやプラスチックなどの異物が混ざらないようお願いします。また、卵の殻や貝殻は「燃やすごみ」ですので、分別にお気を付けください。

生ごみはおおき循環センターくるんに集められ、し尿、浄化槽汚泥と共にメタン発酵させてガスを抽出し、エネルギーとして利用しています。また、発酵後に発生する消化液は有機肥料として米麦を中心に利用されています。



プラスチック

燃やすごみの多くがプラスチックです。プラスチックを分別するだけで、燃やすごみを減らすことができます。

- プラマークはすべて出せます。プラマークが付いていなくてもプラスチックのみの製品であれば資源として出すことができます。
- 汚れたものは出せません。汚れはすすぐかふき取って、汚れを落としてから出しましょう。
- ネジや金属がついているものは出せません。



古紙

古紙はリサイクルの優等生です。ほとんどが再生紙として生まれ変わります。新聞、段ボール、雑誌はもちろん、菓子箱等も資源物として出せます。各地区に設置している地区資源常設ボックスにいつでも出すことができます。

- お菓子や調味料、ティッシュペーパーなどの箱、トイレットペーパーの芯、メモ用紙、包装紙なども、紙袋にまとめて十字に縛って出せます。
- 感熱紙やカーボン紙、汚れのひどいものはリサイクルできません。

地区資源常設ボックス



物置タイプ

紙おむつ

紙おむつは指定袋に入れ、各地区に設置している紙おむつ専用ボックスにいつでも出すことができます。

汚物は、簡単にとれるものはトイレに流しましょう。パットやお尻ふき（ウェットティッシュ）も一緒に出せます。

紙おむつから取り出された再生パルプは、建築資材として利用されています。



資源物分別のポイント

資 源 物	1. 缶	水ですすぎ、アルミとスチールは分ける必要なし 大きな缶や汚れ・さびた缶・缶詰のふたは「12. その他の金属類」		
	びん	2. 使い捨てびん	水ですすぎ、キャップを外して、透明・茶色・その他に分ける ※油ビン、化粧ビン、割れビンは「8. ガラス・鏡類」	
		3. 活きびん	一升びん、ビールびんのこと	
	4. ペットボトル	水ですすぎ、ラベル、キャップを外して、軽くつぶして出す		
	5. 蛍ランプ	割れた蛍光管は「9. 電球類」		
	6. 電池類	電池が取り外せない機器は「10. 小型家電」		
	7. 陶器類	割れた物も可、大きなものは粗大ゴミ		
	8. ガラス・鏡類	普通ガラス、耐熱ガラス、化粧ビン、汚れビン、割れたもの、鏡など		
	9. 電球類	白熱電球・割れた蛍光管・グロー球など ※水銀計は袋に入れて		
	10. 小型家電	電池・バッテリーは外して「6. 電池類」 ※個人情報は消去する		
	金属	11. 金属調理具類	鍋、やかん、フライパン、ボール、ザルなど	
		12. その他の金属類	缶詰めのフタ、汚れた缶、はさみ、包丁、カサ（布つき可）など	
	13. 食用廃油	蓋付きの容器にためておき、いっぱいになったら出す		
	14. 飲料用紙パック	切り開いて中を洗い乾かして出す 500ml 以下のものも対象	ヒモで十字に縛って出す	
	15. 新聞紙	新聞とチラシは一緒にまとめて出す		
	16. ダンボール	断面が波状のもの、折りたたみ平たくする		
	17. 雑誌・その他の紙類	小さな紙くずも紙袋にまとめて出すことができる		
	18. もったいない衣類	洗濯済みのものに限る ※破れ、汚れ、濡れたものは「燃やすごみ」		
	19. 分別困難ごみ	ライター、スプレー缶、ガス缶、珪藻土製品など		
	20. 古布	羽毛布団、綿布団、毛布、シーツなど		
	21. 草木類	枝は1m程度にカットして、土や石、その他の異物は取り除く ※大量に出る場合は、民間の再資源化施設に直接持込みをお願いします（有料）		
	22. もったいない品回収	まだ使えるもののみ（靴、バッグ、食器類、未使用タオルなど） ※ぬれたもの、汚れたもの、破れたものは「燃やすごみ」		
	23. 使い捨てカイロ	破らず、袋のまま出す ※未使用の物も可		
	24. インクカートリッジ	大木町環境プラザ、役場、総合体育館の回収ボックスを活用する ※インクジェットプリンター用のみ。レーザープリンター用は対象外。		
粗大ごみ	指定袋に入らない大きさの家具などの大型ごみ			

※1～19は、地区分別収集 又は 大木町環境プラザで収集

20～24については、大木町環境プラザでのみ収集

もっと詳しく・・・

「ごみの分別方法や出し方」については、町のホームページ (<http://www.town.ooki.lg.jp/>) で確認できます。

転入者の方へ（分別動画など）	家庭用ごみの分け方・出し方基準表
	

大木町環境プラザ

燃やすごみ以外の資源物や粗大ごみを受け入れています。「燃やすごみ指定袋」に入ったごみは受け入れていません。

※搬入の際、住所確認をさせていただきますので、住所確認のできるもの（免許証等）をお持ちください。

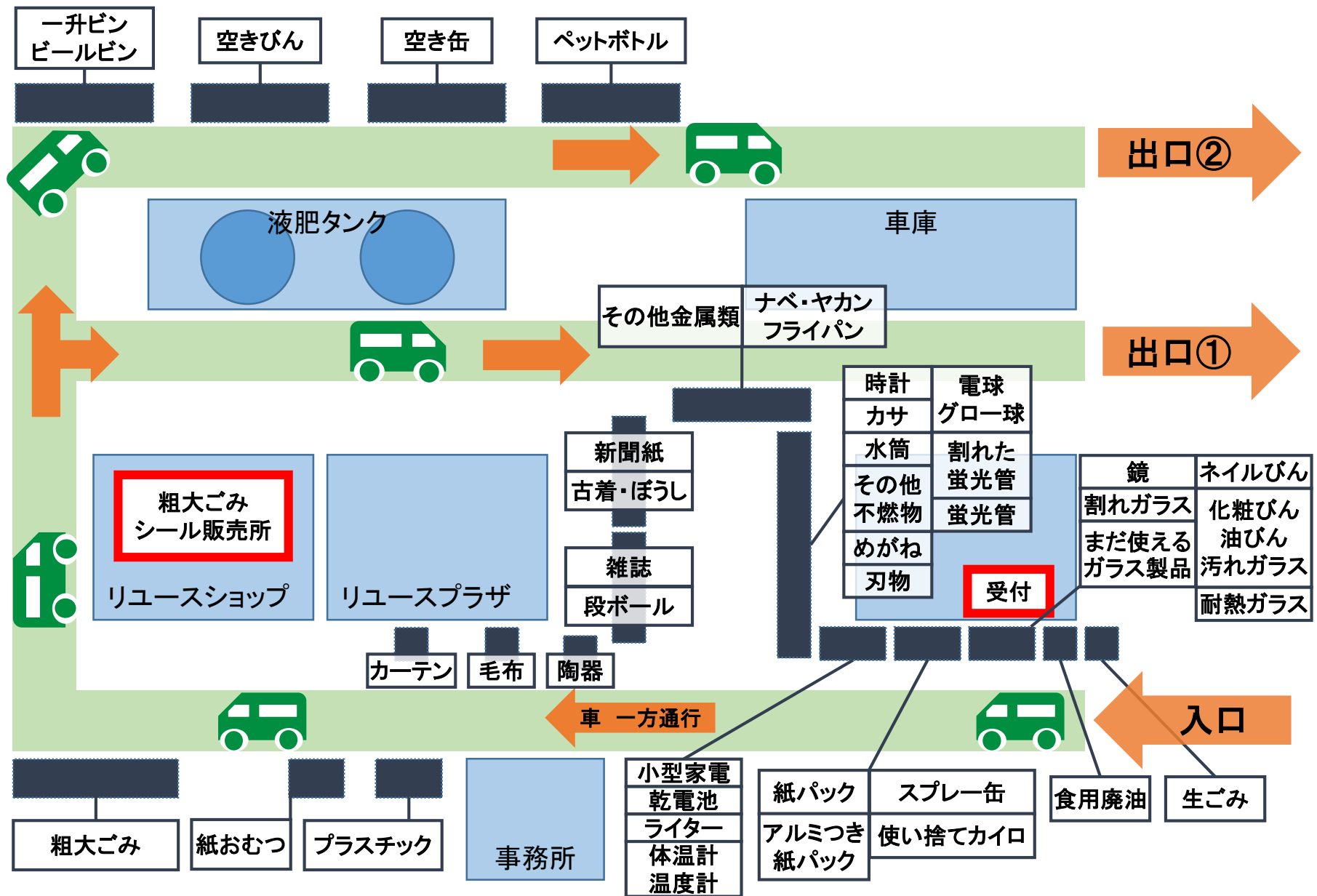
受入日時：火曜日～金曜日（祝日を除く）・日曜日 9時～12時

住 所：大木町大字横溝2734番地1

電話番号：0944-33-2202



◆環境プラザ内 案内図



開所時間: 火～金(祝日の場合は休み)・日曜日: 9時～12時

☎0944-33-2202

大木町環境プラザには こんなところもあります！

★リユースプラザ・くるくる

家庭で不要になった食器や洋服など、まだ使えるものを販売しています。
火曜日～金曜日（祝日を除く） 9時～12時、13時30分～16時
日曜日 9時～12時



★おもちゃクリニック（毎月第1日曜日） 9時～12時 予約不要

動かなくなったり、調子の悪くなったおもちゃを診察し、修理をおこないます。診察料として100円、その他部品交換の場合その実費がかかります。



★着物リフォーム教室 ※要予約

（毎月第2・第4木曜日） 13時30分～16時

着物をいろんな物にリフォームしてみませんか？

参加費 1回 500円



問合せ：大木町環境プラザ ☎0944-33-2202

LINE 公式アカウント

友だち 募集中

@ooki-town

お店と友だちになろう!

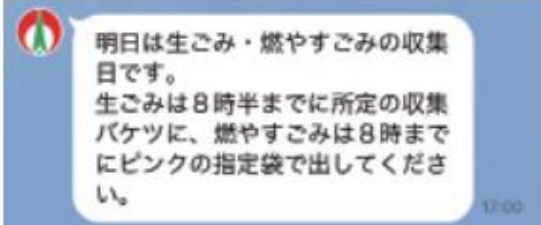


©LINE

LINE

大木町公式 LINEを登録後、お住まいの地区を設定するとごみ出し日のお知らせが届きます。

【イメージ】



まだ受信設定をしていない人は【基本メニュー】右下の【受信設定】から設定してね!

友だち追加はこちらから↓



大木町もったいない宣言

町は町議会の議決を経て、全国で2番目となる「もったいない宣言（ゼロ・ウェイスト宣言）」を公表しました。

大木町もったいない宣言（ゼロ・ウェイスト宣言）

子どもたちの未来が危ない。

地球温暖化による気候変動は、100年後の人類の存在を脅かすほど深刻さを増しています。その原因が人間の活動や大量に資源を消費する社会にあることは明らかです。

私たちは、無駄の多い暮らしを見直し、これ以上子どもたちに「つけ」を残さない町を作ることを選び、「大木町もったいない宣言」をここに公表します。

1. 先人の暮らしの知恵に学び、「もったいない」の心を育て、無駄のない町の暮らしを創造します。
2. もともとは貴重な資源である「ごみ」の再資源化を進め、2016年（平成28年）度までに、「ごみ」の焼却・埋立て処分をしない町を目指します。
3. 大木町は、地球上の小さな小さな町ではありますが、地球の一員としての志を持ち、同じ志を持つ世界中の人々と手をつなぎ、持続可能なまちづくりを進めます。

以上宣言します。

2008年3月11日 大木町議会議決

大木町に転入される方へ

合併処理浄化槽と 水環境の管理について

1. 大木町の排水事情

- 下水道が整備されていないので、合併処理浄化槽によって生活排水を処理しています。
- 一部の家庭では単独浄化槽（トイレ排水のみ）や汲取り式トイレを使用しています。

2. 合併処理浄化槽とは？

- 家庭の台所・浴室・トイレなどの生活排水を処理する装置です。
- 適切な管理が必要です（浄化槽法に基づく）。



3. 単独浄化槽・汲取り式とは？

- 単独浄化槽：トイレの排水のみを処理します。
- 汲取り式トイレ：定期的に汲み取りを依頼し、適正に処理する必要があります。
- 合併処理浄化槽への転換により、より安全で快適な暮らしが可能です。

4. 大木町の補助制度

- 合併処理浄化槽の設置補助があります。
- 単独浄化槽や汲取り式トイレから合併処理浄化槽へ転換する際、設置費用の一部を補助する制度があります。

5. 管理のポイント

- 浄化槽法に基づき、定期的な清掃・法定検査を必ず行う必要があります。
- 維持費用は個人負担です。
- 不適切な管理は悪臭や水質汚染の原因になります。



6. 大木町合併処理浄化槽維持管理協会

- 合併処理浄化槽を設置している方々のための組織で、浄化槽の適正な維持管理をサポートし、設置者の負担軽減を図っています。
- 業者との維持管理契約を協会が一括して行うことや、設置者が簡易な点検を行うことで、設置者負担が軽減されます。

詳しい情報は
町ホームページを
ご覧ください



【浄化槽設置整備事業に関すること】

- 大木町役場 環境課 浄化槽担当
- TEL：0944-32-1120

【協会への加入や維持管理に関すること】

- 大木町合併浄化槽維持管理協会（役場西別館）
- TEL：0944-33-2328